

～NPO法人の皆様へ～

NPO法人が刈谷市の条例により指定を受けると、寄附者に税制上の優遇があるなどメリットがあります。

1 指定を受けることによるメリット

NPO法人が条例により指定を受けると、次のようなメリットがあります。

- (1) 指定を受けたNPO法人に対して寄附金を支払った人は、市民税において寄附金税額控除を受けることができるようになります。
- (2) 指定を受けることで、認定NPO法人（所得税において寄附金（税額）控除の対象となるNPO法人）の認定を受けるための要件の1つであるパブリック・サポート・テスト要件を満たすことができます。

2 指定の申出をすることができるNPO法人

NPO法人が条例により指定を受けるためには、指定の申出をしていただく必要がありますが、指定の申出をしていただくには、次の(1)、(2)のいずれにも該当するNPO法人であることが条件になります。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有し、市内で活動し、今後も引き続き活動を行う予定であるNPO法人であること。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の2第3項の規定による認定を受けていないNPO法人であること。

3 設立認証後、所轄庁に事業報告を行っているNPO法人の指定の申出手続き

- (1) 次の①～⑤の書類を、各1部提出してください。
 - ① 認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人の指定に関する申出書（様式第1号）
 - ② 所轄庁が発行した設立認証書の写し
 - ③ 定款の写し
 - ④ 所轄庁に提出した直近の事業報告書の写し
 - ⑤ 所轄庁に提出した直近の収支計算書の写し
- (2) 事業年度が終了していない等の理由により所轄庁に対して事業報告を行っていない場合は、事業報告終了後速やかに④、⑤の書類を提出してください。

4 設立認証後、最初の事業報告期限が未到来のため、所轄庁に事業報告を行っていないNPO法人の指定の申出手続き

(1) 次の①～③の書類を、各1部提出してください。

① 上記3(1)に記載する書類のうち①～③

② 所轄庁に提出した設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書の写し

③ 所轄庁に提出した設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書の写し

(2) 事業年度終了後、所轄庁に対して事業報告を行った場合は速やかに上記3(1)に記載する④、⑤の書類を提出してください。

5 寄附者名簿の提出

条例により指定を受けたNPO法人及び市に指定の申出をしたNPO法人は、毎年1月31日までに前年分の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名、住所、寄附金額及び受入年月日を記載した書類）を提出してください。

6 指定の申出後に指定の申出を取り下げる場合の手続き

指定の申出後に、指定を辞退する、解散等により指定の申出を取り下げる場合は、次の①、②の書類を提出してください。

① 指定特定非営利活動法人の指定の申出に関する取下書（様式第2号）

② 指定の申出の取下げの期日の属する年分の寄附者名簿

問合せ先 刈谷市役所総務部税務課市民税係

電話 0566-62-1205

FAX 0566-62-1203

電子メール zeimu@city.kariya.lg.jp